

令和8年度（2026年度）ゲスト・アーティストの募集について

滋賀県立陶芸の森 創作研修館では、陶芸家を志す方、豊富な知識と活動実績を持つ陶芸家、美術家の方々に「創作の場」を提供する、アーティスト・イン・レジデンス事業を実施しています。このアーティスト・イン・レジデンス事業では、平成4年（1992年）から現在までに60の国と地域、延べ1500人を超える陶芸家、美術家を受け入れてきました。

平成20年度（2008年度）より、ゲスト・アーティストの一部について公募制を取り入れ、若手作家への活躍の場の提供として位置づけています。令和8年（2026年）度のゲスト・アーティストの募集は、国内に居住する陶芸家、美術家に限定し以下の通り実施します。

応募要項

1. 募集人数 ゲスト・アーティスト 1名
2. 対象 日本国内に居住する、応募の時点で20歳以上の陶芸家、美術家。
特に、陶芸の森で滞在制作を行う明確な動機と目的を持ち、同時期に滞在するスタジオ・アーティストや、地域の陶芸家、陶器産業界に好影響をもたらすと期待される陶芸家、美術家。
3. 滞在期間 令和8年（2026年）7月1日（水）～令和9年（2027年）3月31日（水）
上記期間中の2ヶ月以上～9ヶ月未満
*令和8年12月29日から令和9年1月3日までの期間は冬季休園期間のため、滞在中の作家に
関しましても、期間中は一時離館してください。
4. 募集期間 令和7年（2025年）9月2日（火）午前10時～10月31日（土）午後5時
5. 応募方法 応募はオンラインで受け付けます。応募フォームリンクよりご応募ください（9/2より応募フォームを公開します）。
ゲスト・アーティストとスタジオ・アーティストの両方に応募を予定している場合は、それぞれのリンクから、両方に応募してください。

応募時にご記入いただく主な内容

- ・略歴（800字以内）
- ・作品のテーマやコンセプトなど、自身の制作について（800字以内）
- ・陶芸の森での滞在制作の目的と滞在中の計画（800字以内）
- ・過去の主な作品画像（4点まで）

（応募時の注意事項）

- (1) 提出していただいた資料をもとに、ゲスト・アーティストの選考を行います。できるだけ詳しく記入してください。
- (2) 研修希望期間は必ず第三希望まで記入してください。
- (3) ポートレート、作品写真等、すべての画像データはJPEGファイルとしてください。またファイルのサイズは1.5MB以下にしてください。
- (4) ポートレート、作品写真、PDFファイル等、すべてのデータのファイル名は英数字とハイフン(-)、アンダーバー(_)、ピリオド(.)のみとしてください。
- (5) 応募資料に記載していただいたSNSのアカウントは陶芸の森アーティスト・イン・レジデンス事業ホー

ムページにリンクが公開されます。公開を希望されない方は未記入にしておくか、考慮してほしいことの欄にその旨を記入してください。

6. 諸条件

- (1) 謝金 1回の招聘に付き、年間限度額 20万円（所得税及び消費税を含む）を、規定に基づいてお支払いします。なお、支払時期は下記（5）の寄贈作品あるいは提供する技術的情報の決定後となります。
- (2) 交通費 在住地から信楽駅までの往復の旅費1回分を当方の規定により支給します。
- (3) 原材料費 作品の制作に要する原材料について、10万円を上限として当方で負担致します。上限を超える場合の原材料費は実費となります。
- (4) 焼成費 烹業設備使用料及び燃料費として、11万円を上限として当方で負担します。上限を超える場合の焼成費は実費となります。
- (5) 作品の寄贈 制作した作品、もしくは制作の技術的情報を滋賀県もしくは指定管理者に寄贈願います。作品の選定については、職員との合議とします。なお、大型の作品については寄贈をお断りさせていただく場合があります。
- (6) 作品展示 スライドレクチャーやワークショップ等、一般の方を対象にした講義等を行っていただきます。また、滞在中または滞在終了後に、陶芸の森にて作品の展示を行っていただく場合があります。

7. 滞在費（令和7年4月現在）*料金は変動することがあります。

宿泊費 26,400円（ツイン）20,300円（シングル）/1ヶ月（希望する場合）

寝具 提携業者を紹介します（参考：6,600円／月）

作品、荷物の送料、その他生活費は滞在者負担となります。

各部屋に備え付けのエアコンを使用した場合、毎月末及び滞在終了時に使用分の経費を別途請求いたします。

8. ゲスト・アーティストとして承知いただくこと

- ・滞在終了前に創作研修活動の状況及びその成果について、アンケートへの回答にご協力ください。
- ・制作物、材料、日用品などは滞在終了時にすべてお持ち帰りください。
- ・陶芸の森スタッフが記録・広報のためスタジオの様子や作品の写真を撮ります。また、陶芸の森SNSにアップすることができます。無断で営利目的に利用することはありません。
- ・宿泊施設は創作研修活動のために用意されています。旅行に来た家族や知人など、選考を通っていない方の宿泊を原則として認めておりません。アシスタントの同行などは検討しますので、同行者の欄に記入してください。
- ・開園時間中は受付を済ませた一般の方が、スタジオ内を見学することができます。滞在中に、御自身の活動紹介などのご協力をお願いすることができますのでご了承ください。
- ・一般の方が無断でスタジオ・宿泊施設に侵入することは禁止しています。
- ・陶芸の森は月曜日定休、月曜祝日のときは翌火曜日休み、9:30-17:00(12:00-13:00時休憩)で運営しています。
- ・昨今のエネルギー事情によりスタジオのエアコンが止まることがあります。また工事による断水などの理由で一部の設備が使えないことがあります。ご不便をかけることがありますですが、施設維持のためご協力をお願いします。

9. 注意事項

ゲスト・アーティストは、次の各号に掲げる事項を厳守してください。

- (1) 所定の場所以外において喫煙したり、その他火気を使用したりしないこと。
- (2) 騒音を発し、暴力を用いる等他人に迷惑をおよぼす行為をしないこと。
- (3) 滞在期間中は、アーティストやスタッフ、関係者など各々の人権や考え方等を尊重し、トラブルを生じないよう留意すること。
- (4) 創作研修館の使用にあたっては、管理者の指示のもと使用し、整理整頓に努めること。
- (5) その他創作研修館の管理上不適当と認められる行為をしないこと。

応募から滞在までの流れ

1. 応募 申請を受け付けた旨の確認メールが応募者に送信されます。
※確認メールが届かない場合はお問い合わせください。
2. 選考 外部有識者を含めた選考委員会にて審査します。
3. 結果通知 令和7年12月27日（日）までに、応募者本人宛に選考結果の通知をメールにて送付します。
4. 日程調整 選考の結果、ゲスト・アーティストとして承認された方は、創作研修課の職員とメールにて日程調整を行ないます。
スタジオや宿泊施設の状況で、必ずしも第一希望の滞在期間での滞在とならない場合があります。
5. 書類発行 日程調整が終わり次第、承認者に「招聘通知」等の書類を発行します。
6. 滞在開始 各自、調整した日程にて滞在していただきます。滞在初日の16時までに陶芸の森創作研修館に来てください。

お問い合わせ 応募について不明な点等ありましたら、以下までご連絡ください。また、ゲスト・アーティストに応募をお考えの方の質問や見学のお問い合わせも受け付けています。

滋賀県立陶芸の森 創作研修課

〒529-1804 滋賀県甲賀市信楽町勅旨 2188-7

TEL : 0748-83-0909

FAX : 0748-83-1193

E-mail : air.shigaraki@sccp.jp

件名に「アーティスト・イン・レジデンス問い合わせ」と明記してください。